

白岡市都市計画税制審議会について

1 白岡市都市計画税制審議会

審議会は、「白岡市都市計画税制審議会条例」に基づき設置され、市長の諮問に応じて、白岡市における都市計画税制に関する事項を調査審議します。

また、審議会は、委員１５名で組織され、(1)行政区長、(2)都市計画審議会委員、(3)知識経験を有する者で構成されます。

2 会議のスケジュール

会議は、令和７年８月、９月及び１０月の３回開催する予定です。

会 議	日 時	場 所	会議内容
第１回	８月１８日(月) 午前１０時３０分	白岡市中央公民館 講堂	・委員委嘱 ・諮問 ・都市計画税の概要について
第２回	９月１２日(金) 午前１０時３０分	白岡市コミュニティセンター 集会室１・２	・都市計画税の賦課のあり方について ・適正な都市計画税率について
第３回	１０月８日(水) 午前１０時３０分	白岡市コミュニティセンター 集会室１・２	・答申案について

3 報酬額及び費用弁償

都市計画税制審議会委員は、地方公務員法に基づく非常勤の特別職に属する地方公務員として、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬及び費用弁償をお支払いします。

区分		報酬額（円）	費用弁償（円）
都市計画税制審議会	会長	日額 ７，０００	１日 １，３００
	委員	日額 ６，１００	